

有田都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

平成16年4月

佐 賀 県

はじめに

(1) マスタープランの位置づけや役割について

平成12年5月の都市計画法の改正により、地域の実情に応じたまちづくりが可能となるように都市計画制度の充実が図られ、平成16年5月までに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定するよう法定化されました。

都市計画マスタープランには、県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2つの種類があります。そのうち県が定める「都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すなど都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。一方、市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」は、県が定めるマスタープランに即して、まちづくりの全体構想や地域別構想を定めるものです。

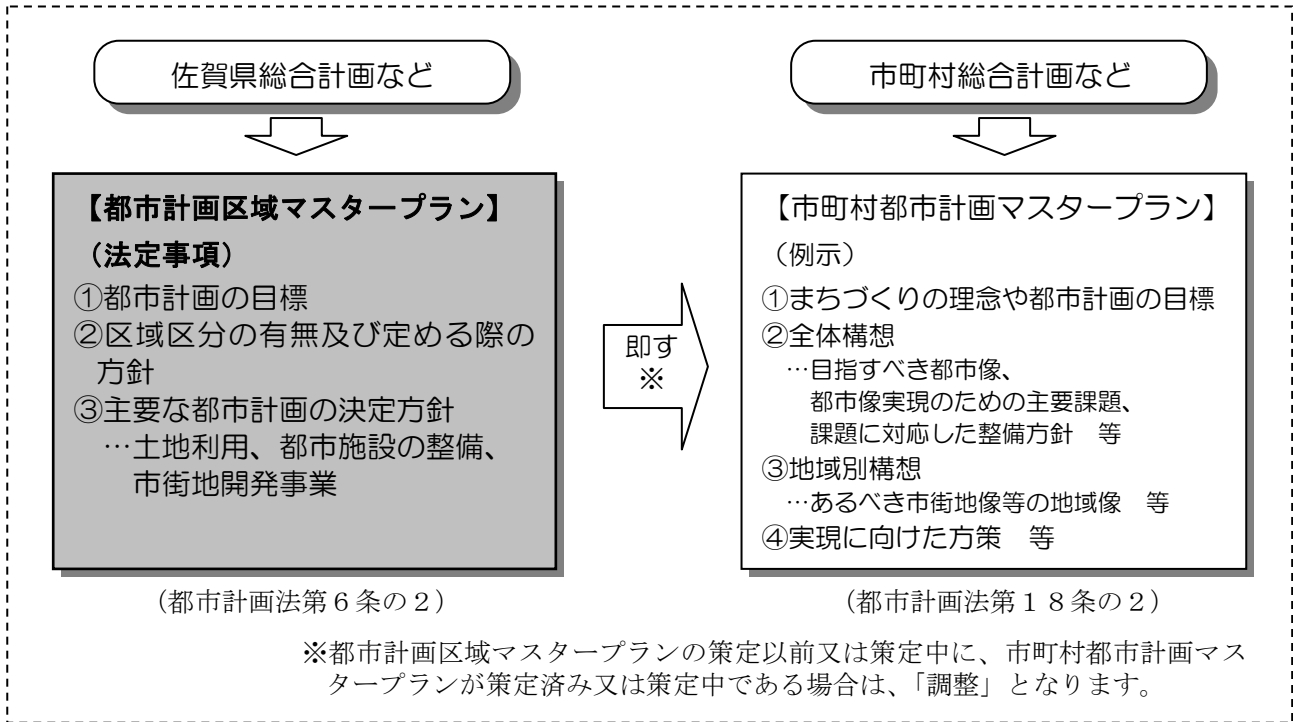
また、「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画に関する広域的・根幹的な方針を定めることから、福祉施策、産業や観光等の振興施策に関する計画は対象としませんが、総合計画に掲げられている施策を、都市計画制度を活用して、側面から支援する役割も担っています。（図1参照）

(2) マスタープランの記述内容について

都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無」「主要な都市計画の決定方針」の3項目が法定事項となっています。

- 1) 「都市計画の目標」では、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを考慮しつつ、当該都市計画区域の広域的位置づけ等に留意し、概ね20年後のまちの将来像を描いて、都市づくりの将来ビジョンと、整備の基本的な方向を示します。
- 2) 「区域区分の決定の有無」では、現行の線引き都市計画区域については、市街地の拡大の可能性などの観点から、また現行の非線引き都市計画区域については、広域的な拠点性を有しているか否かなどの観点から、それぞれ区域区分を行うか否かを決定し、区域区分を行う場合には、その方針を示します。
- 3) 「主要な都市計画の決定方針」は、「都市計画の目標」の実現に向けて、「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」「自然的環境の整備又は保全」の4つの項目について方針を示します。
 - ① 「土地利用」では、商業・業務地、工業地、住宅地、農地・集落等、森林などの大まかな土地利用のゾーニングを行い、土地利用の方針を示します。
 - ② 「都市施設の整備」では、道路、公園、下水道、河川などの都市施設のうち、広域的な連携や交流を支えるものや、都市の根幹的な構造を支えるものを対象として、その都市施設の整備の方針を示します。
 - ③ 「市街地開発事業」では、密集市街地の改善や、低未利用地の有効利用などについて、市街地の整備の方針を示します。
 - ④ 「自然的環境の整備又は保全」では、良好な自然的環境を構成する緑地等について、環境保全、レクリエーション、景観などに関する方針を示します。

図-1



目 次

1	都市計画の目標	1
	(1) 将来ビジョン	1
	(2) 整備の基本方向	2
2	区域区分の決定の有無	4
	(1) 区域区分の決定の有無	4
	(2) 区域区分を行わない理由	4
3	主要な都市計画の決定の方針	5
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
	1) 市街地の土地利用の方針	
	2) 市街地外の土地利用の方針	
	3) 主要な拠点の位置づけ	
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	7
	1) 道路の整備方針	
	2) 河川の整備方針	
	3) 下水道の整備方針	
	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
	1) 基本方針	
	2) 市街地の整備方針	
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
	1) 基本方針	
	2) 主要な緑地等の配置の方針	
	参考附図（整備、開発及び保全の方針図）	12
	参考資料	13
	・区域区分の有無の判断フロー	
	・用語説明	

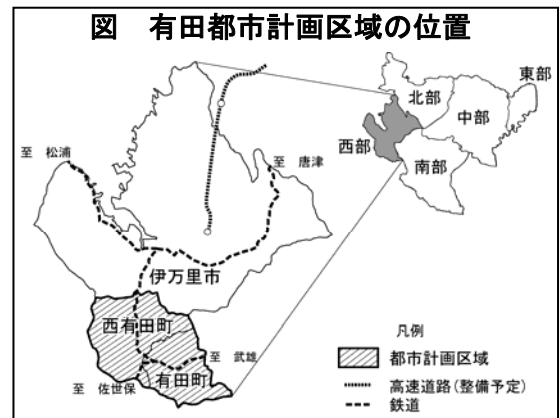
(注1) 計画書にある図、写真は参考のために掲載している。

(注2) 「都市計画の目標」における「整備の基本方向」の中で、波線を付している箇所は、本区域のまちづくりの資源やまちづくりの方向性を特徴的に示している部分を指す。

1 都市計画の目標

(1) 将来ビジョン

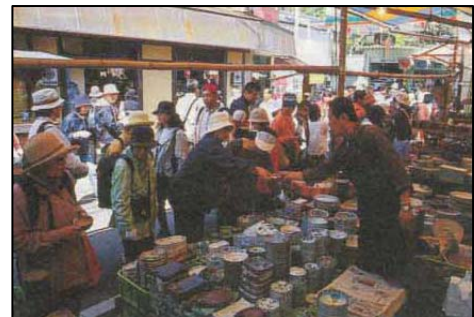
本区域は、佐賀県を代表する有田焼の産地としての歴史・文化や黒髪山県立自然公園など豊かな自然に恵まれている。西部地域において、住民の日常的なサービスを提供できる、観光面等各種都市機能が充実したまちづくりを進めることが求められており、概ね20年後を目標に本区域が目指すまちの姿として、以下のAからCまでの将来ビジョンを設定する。



A 有田焼に代表される伝統的産業を中心とした広域的な連携・交流が盛んなまち

有田焼に代表される伝統的産業、卸団地の流通機能などを活かすとともに、商業・観光との連携や、ファインセラミックスなど新規分野への取り組み等を通して、地域産業の活性化を図る。

また、佐賀県や長崎県に広がる窯業圏の中心として、アクセス利便性を向上するための交通基盤の整備などを図り、佐賀県内・外との広域連携・交流を促進するまちを目指す。

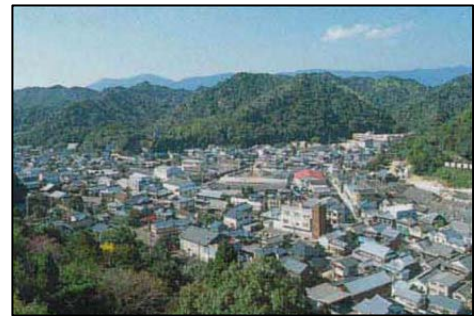


有田陶器市の様子

B 快適で良好な居住環境を提供できるまち

市街地の周辺に広がる豊かな自然的環境と調和し、快適な居住環境を提供できるまちを目指す。

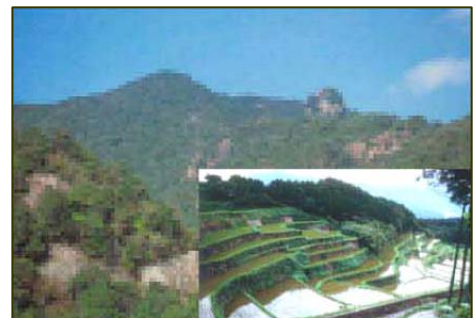
また、住民の日常生活を支える利便性の高いまちの中心拠点の創出を図り、高齢者や子育て世代等すべての人に配慮した安全で安心し、快適に暮らせる良好な居住環境を備えたまちを目指す。



有田町の街並み

C 豊かな自然、歴史、文化を守り、育てるまち

日本磁器発祥の地にふさわしい有田内山地区の街並みや、黒髪山県立自然公園などの山々の豊かな自然、優良な農地、西有田町の山間部にみられる棚田の景観など、恵まれた様々な資源を保全し、これらを活かしたまちを目指す。



黒髪山の山並み及び西有田町の棚田

(2) 整備の基本方向

本区域は、全国的知名度が高く肥前窯業圏の中心を担う伝統的な焼き物である有田焼の産地であり、有田焼卸団地などの流通機能があるほか、県立九州陶磁文化館、天狗谷窯跡等の点在する古窯跡など、**数多くの歴史・文化資源**に恵まれている。また、そのような焼き物の歴史や文化を伝え、特徴的な都市景観となっている、有田町内山地区などの街並みを有し、有田陶器市などにおいて多くの観光客を惹き寄せる魅力も有している。一方、市街地周辺の黒髪山や国見山などの山間部では、農業、畜産業、林業の基盤となる**自然的資源**に恵まれ、有田川沿川の田園風景や、西有田町の岳の棚田などの風景は、本区域の特徴的な**自然景観**を形成している。

本区域のまちづくりの方向として、このような歴史、文化、産業、観光、自然など多岐にわたる資源を活かしながら、西部地域における伊万里市方面との生活、産業、観光面にわたる連携や、武雄市や、長崎県の佐世保市や波佐見町方面など県内外の都市との焼き物を中心とした産業、観光面にける連携などを充実・促進し、**広域の産業及び観光のネットワークを実現**することが求められている。

このため、本区域においては、前項の将来ビジョンの実現に向けて、生活、産業、観光面にわたる各種都市機能の充実に努めるが、中でも特に、焼き物等の資源を活かした観光機能や産業機能等の都市機能、交流機能を高めていく。そのためにも、窯業などの地域産業の活性化を支える基盤の整備や周辺都市との連携・交流の促進などを進めて、**広域交流ネットワークの形成**を図るとともに、歴史的街並みなどの歴史・文化資源の保全と活用などに重点的に取り組む。

将来ビジョンの実現に向けた整備の基本的な方向を以下に示す。

「A 有田焼に代表される伝統的産業を中心とした広域的な連携・交流が盛んなまち」の整備の方向

① 伝統的産業を中心とした産業の活性化

全国的知名度の高い有田焼に代表される伝統的産業としての陶磁器産業において、卸団地などの流通機能などを活かすとともに、もの作りの心が育まれてきた土地の特性を活かし、多彩な商品開発や観光との連携、ファインセラミックスなどの新規分野への研究等の取り組みを支える産業基盤の整備を通して、地域産業の活性化を図る。

② 窯業を活かした広域連携・交流の推進

本区域の有田焼を含めた広域的な窯業圏の中心として、本区域への主要なアクセス道路などの交通基盤の整備を図るとともに、伝統的な産業技術や、歴史的な街並み等を活かした観光面、産業面での、佐賀県内の他都市や長崎県をはじめとする県外との広域連携・交流を図る。

「B 快適で良好な居住環境を提供できるまち」の整備の方向

① 自然と都市が調和した良好な居住環境の形成

優良な農地や山々の豊かな自然的環境との調和に配慮した適切な土地利用や、道路、下水道等の都市基盤の整備を進め、計画的な市街地の形成を図り、良好な居住環境の形成を図る。

② まちの中心の機能強化

有田駅周辺においては、歴史が古く全国から多くの人々が来訪する有田陶器市や、焼き物の歴史・文化と伝統を伝える街並みを活かしつつ、商業施設、公共公益施設、業務施設の立地の推進を図り、中心市街地の活性化を図る。また、松浦鉄道西有田駅周辺においては、既存の公共施設や商業施設の立地を活かしながら、住民の日常生活を支えるまちの中心の形成を図る。

③ ユニバーサルデザインの理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり

駅周辺や道路など主要施設等におけるバリアフリー化、幹線道路における歩道整備等を進め、高齢者や子育て世代あるいは住民や観光客など、誰もが安心してまちへ出かけ、みんなが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

「C 豊かな自然、歴史、文化を守り、育てるまち」の整備の方向

① 豊かな自然、歴史、文化資源の保全と活用

市街地周辺の黒髪山や国見山などの豊かな自然資源や、伝統的建造物群保存地区の指定を受けている有田町内山地区の街並み、県立九州陶磁文化館、点在する古窯跡といった有田焼の歴史と文化に触れられる資源など、本区域は自然、歴史、文化資源に恵まれており、また、山間部の自然的資源は、本区域の特徴的な産業である農業、畜産業、林業の基盤となる資源となっていることから、これらの資源を保全・活用するとともに、レクリエーション機能を高め、ネットワーク化し、豊かな資源を活かしたまちづくりを進める。

② 田園景観の保全・農地の保全

有田川の沿川の田園風景や、西有田町の棚田の風景を構成する農地等については、農地として保全するだけでなく景観的な観点からも重要であるため、田園景観の保全を図る。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域については区域区分を行わないものとする。

(2) 区域区分を行わない理由

当該都市計画区域は、佐賀県における生活及び産業などの広域的な拠点性を有する区域などではないこと、また、現在も区域区分が行われていないことなどを総合的に勘案し、区域区分は行わない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地と市街地外に区分し、広域的な観点から、土地利用の主要な事項について、その増進、集約等について記述し、また、機能の集約等を想定した主要な拠点の位置づけを記述する。

1) 市街地の土地利用の方針

土地利用の整序や良好な市街地環境の確保等を図るため、土地利用の区分に応じて適正な誘導を図る。

① 商業地・業務地

～有田駅周辺からJR上有田駅周辺間～

- ・有田駅周辺は、商業・業務施設等が集積し、周辺には有田町役場が立地していることから、商業・業務機能の充実を図り、商業・業務地の形成を図る。
- ・(一) 大木有田線沿道の有田駅からJR上有田駅周辺までの区間は、磁器創業地としての伝統的な街並みが形成され、伝統的建造物群保存地区の指定を受けており、街並み保存や観光面への活用などに配慮した、商業地の形成を図る。

～松浦鉄道西有田駅周辺～

- ・松浦鉄道西有田駅周辺については、西有田町役場周辺の公共公益施設の集積や、国道202号沿いの商業施設の立地などを活かして、住民の日常生活を支える商業・業務地の形成を図る。

② 工業地・流通業務地

～既存工業団地等～

- ・有田焼卸団地では、既存の流通業務機能を充実・強化して、流通業務地の形成を図る。
- ・西有田町に立地する既存工業団地等では、既存企業の高度化等、工業機能の維持・強化を図るとともに、新たな工場立地の受け皿づくりを推進する。

③ 住宅地

～幹線道路沿道～

- ・(一) 大木有田線沿道や、国道202号沿道周辺においては、居住環境を損なわない商業・業務との混在を許容しつつ、良好な居住環境の住宅地の形成を図る。

～一般住宅地～

- ・市街地内の水や緑の自然的環境をはじめ、黒髪山や国見山等の優れた自然景観、のどかな田園風景、焼き物の歴史・文化と調和する良好な低層住宅地の形成を図る。

2) 市街地外の土地利用の方針

① 農地、集落等

[優良な農地の保全]

- ・有田川沿川から東の黒髪山及び西の国見山にかけての平坦地や斜面をはじめとした優良な農地については、その保全を図る。

[秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針]

- ・有田町では、有田焼卸団地の北側などで宅地化が進み、一方、西有田町では、民間による住宅団地の開発によって宅地化が進められてきており、無秩序な開発を防止し、計画的な市街地形成及び農業的土地利用の保全を図る。
- ・既存集落等においては、必要な生活基盤の整備等により、居住環境の改善を図るとともに、宅地開発などにおいては、その周囲の環境と調和した土地利用を図る。

② 森林等

[災害防止の観点から市街化の抑制に関する方針]

- ・土砂災害の発生する恐れのある箇所については、適切な防災対策に努め、市街化を抑制する。

[自然環境の保全]

- ・黒髪山とその周辺は、県立自然公園や竜門峡など、緑や水の自然的環境、自然景観に恵まれた地区を形成しており、また国見山においても豊かな森林が育まれており、これらの自然的環境について、その保全を図る。

3) 主要な拠点の位置づけ

① 商業・業務拠点

- ・有田駅周辺を商業・業務拠点と位置づけ、商業施設、公共公益施設、業務施設の立地の推進を図る。また、交通結節機能の整備等により、肥前窯業圏（※）の中心として、広域交流を促進するとともに、住民の日常生活を支える、産業、商業、観光等の充実を図る。（※肥前窯業圏：有田町、西有田町をはじめとした、佐賀県・長崎県にまたがる窯業を営む圏域）

② 歴史交流拠点

- ・内山地区の中心部を歴史交流拠点と位置づけ、伝統的な陶磁器製造・販売施設の立地や交流センターの整備を推進し、来訪者だけでなく、住民の交流の場の形成を図る。

③ 生活交流拠点

- ・ 松浦鉄道西有田駅周辺を生活交流拠点と位置づけ、行政施設や福祉施設等の公共施設を集積を高め、また商業施設の立地を活かして、住民の日常生活を支え、身近な公的サービスや商業サービスを提供できる機能の維持・充実を図る。

④ 工業拠点

- ・ 西有田町の前原工業団地を工業拠点と位置づけ、工業機能の充実・強化を図る。

⑤ 流通業務拠点

- ・ 有田町の有田焼卸団地周辺を流通業務拠点と位置づけ、製造元と販売地が一体となった地場産業を活かした流通業務機能の充実・強化を図る。

⑥ 窯業・観光拠点

- ・ 有田ポーセリンパーク周辺とチャイナオンザパーク周辺を窯業・観光拠点と位置づけ、陶磁器の作陶工程の公開や製造販売の一体化、棚田米など特産品の提供、レクリエーション機能の維持・拡充を図る。

⑦ 自然・レクリエーション拠点

- ・ 歴史と文化の森公園と白磁ヶ丘公園について、窯業の伝統を伝え、豊かな自然的環境と調和した自然・レクリエーションの拠点として位置づけ、活用を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標の実現のために必要な都市施設の整備の方針を次に示す。

なお、基本方針については、概ね20年後を目標に本区域における整備の基本的な考え方や方向性を示す。

1) 道路の整備方針

本区域の都市活動等を支えるとともに、武雄市や伊万里市など他都市との広域的な連携も踏まえつつ、交通施設の整備方針について記述する。

① 市街地間連携軸の形成方針

- ・ 有田町の商業・業務拠点と西有田町の生活交流拠点との連携を促進する軸として、国道35号や国道202号等を市街地間連携軸と位置づけ、一体性の高い市街地の形成を図る。

② 基本方針

- 東西方向の国道35号、南北方向の国道202号や（一）伊万里有田線などの道路交通体系により本区域の骨格が形成されている。
- 良好な市街地環境の形成等を図るとともに、伊万里市などの周辺都市をはじめ、武雄市、長崎県佐世保市などとの生活、産業、観光面にわたる多様な連携を促進し、広域交流ネットワークを形成することが望まれている。
- これらのことから、関連する国道、県道等の整備を推進する。
- 整備にあたっては、安全な歩行者空間の確保やバリアフリー等に配慮する。

③ 主要な道路の配置及び整備の方針

【市街地を形成する道路】

- ・ 市街地を形成する都市計画道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成等に向けて、適切な配置を考慮し整備を推進する。
- ・ （都）泉山大谷線（（一）上有田停車場線）や（都）原宿広瀬線（（一）大木有田線）などについては、市街地環境に対応した整備を推進する。

【本区域全体の骨格を形成し、他都市との連携を担う道路】

- ・ （一）伊万里有田線は、本区域と伊万里市方面との南北の広域連携を支える国道202号の交通混雑の緩和や、陶磁器産業の連携軸としての役割を担う道路として整備を推進する。

2) 河川の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 本区域の河川は、町の中心部を流れ、下流の伊万里市へ流下する有田川とその支川により構成され、西有田町については有田川の中流部、有田町については上流部に位置する。流域の東部にあたる黒髪山周辺は渓谷や巨岩奇岩など優れた景観を呈しており、有田町の中心部においては、古くから焼き物の生産地として栄えた土地柄で、県内外からも多くの観光客が訪れることから、沿川の街並みに配慮した川づくりも行われている。
また、過去から何度となく洪水氾濫による浸水被害を被ってきたところであり、河川の改修事業と併せてダム建設により治水事業を進めてきたところであるが、ダム等の河川管理施設の老朽化を踏まえた維持・管理が重要となっている。さらに土地開発に伴う治水安全度の低下も懸念されることから、水害から住民の生命、財産を守るため、流域が本来有している保水機能の保全を図るなど、水系一貫の視点のみならず、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策を図る。
- 河川特性や周辺地域の環境等を踏まえ、自然と調和した健康な暮らしと健全な環境の創出を図る。

イ. 整備水準の目標

現状の治水安全度を確保するため、ダム等河川管理施設の維持管理の充実を図る。

③ 主要な河川の配置及び整備の方針

有田川水系の白川川に設置された有田ダム、同じく広瀬川に設置された竜門ダムについて、現状の治水安全度を確保するため施設の維持管理の充実を図るとともに、地域の人々がふれあえるような河川環境に配慮する。また、危機管理としてのハザードマップの作成支援などや、流域総合治水として関係者と連携し流域内の開発に対する調整池の指導などに努める。

大規模開発においては、下流河川の流下能力との整合を図り、調整池等による流出量の抑制を図る。

3) 下水道の整備方針

① 基本方針

ア. 整備の基本方針

- 都市における浸水の防除をはじめ、生活污水、工場排水等の衛生的な処理、都市環境や居住環境の向上、有田川水系といった公共水域の水質保全を図るために、有田町においては、汚水処理に関する県の構想を踏まえつつ、公共下水道の整備促進等を図る。
- 西有田町においては、汚水処理に関する県の構想を踏まえつつ、適正な下水処理によって居住環境の向上を図る。

イ. 整備水準の目標

有田町においては、公共下水道の計画区域について整備を図る。

② 主要な施設の配置及び整備の方針

中心部を流れる有田川支線黒牟田川右岸に有田町の下水処理場を配置している。

また、有田町における下水道計画区域の汚水を合理的に処理場に収集する幹線管渠を配置する。

有田町の公共下水道の整備の促進を図り、普及率の向上を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な市街地開発事業に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 都市施設の未整備等による都市機能の低下、居住環境の悪化等に対処するとともに、無秩序な市街地の形成を防止し、市街地の整備を効率的に行うため、地区計画制度等の活用により計画的な市街地形成を図る。
- 適正な都市基盤施設が不足している地区においては、必要な都市基盤の整備等により、居住環境や商業環境の向上を図る。

2) 市街地の整備方針

- ・ 公共施設整備の不足等がみられる地区など、既存集落周辺等については、現状の土地利用の状況と動向を勘案しながら、必要な都市基盤の整備等を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域の都市計画の目標を実現するために必要な自然的環境の整備又は保全に関する方針を次に示す。

1) 基本方針

- 公共空地の必要性は、環境保全の上から、また、防災、景観面からもその重要性を深めており、さらに余暇時間の増加に伴いレクリエーション活動及び野外活動の場としての公園・緑地のニーズも高く、こうした機能が総合的に発揮できるように公園・緑地等の自然的環境の充実を図る。
- 公園・緑地等については、アメニティ豊かな環境、自然とのふれあい、スポーツ、レクリエーションの場として、災害時の避難地や日常生活における住民の身近なレクリエーションの場として、適正な配置を図りながら都市公園等の整備水準を高め、防災性や生活利便性の向上を図る。
- 緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、積極的な取り組みを図る。

2) 主要な緑地等の配置の方針

① 環境保全系統

- ・ 黒髪山県立自然公園をはじめとした本区域を取り囲む森林は、水資源のかん養や動植物の生育、生息域等の貴重な自然的環境であることから、今後とも積極的に保全を図る。
- ・ 有田川沿川から国見山、黒髪山に広がる農地は、食糧生産の場としての機能はもと

より、良好な自然的環境の提供や貯水機能等の農地の多様な機能を維持するため、この保全を図る。

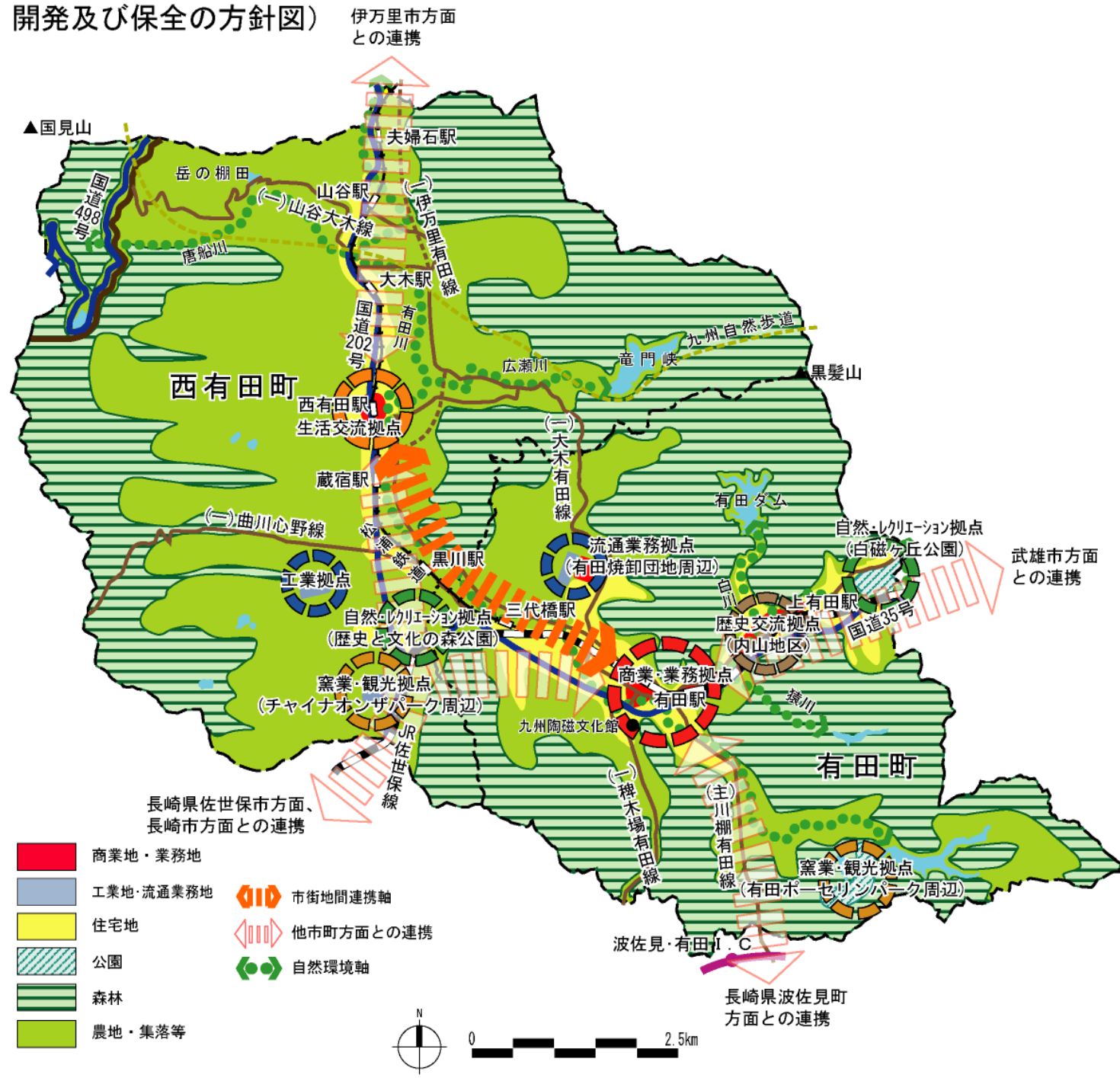
② レクリエーション系統

- 展示館やレクリエーション機能を有する歴史と文化の森公園、日本の磁器発祥の地としての史跡の保全と活用を図った有田町の白磁ヶ丘公園などについて、本区域の広域的な公園として機能の充実を図る。
- 市街地を流れる小河川を含めた有田川水系では、河川周辺の市街地等へ潤いのある自然的環境を創出する自然環境軸として位置づけるとともに、九州自然歩道なども活用して、区域内の森林等の自然的環境やレクリエーションの拠点、河川環境等を活かした水と緑のネットワークの形成を図る。

③ 景観構成系統

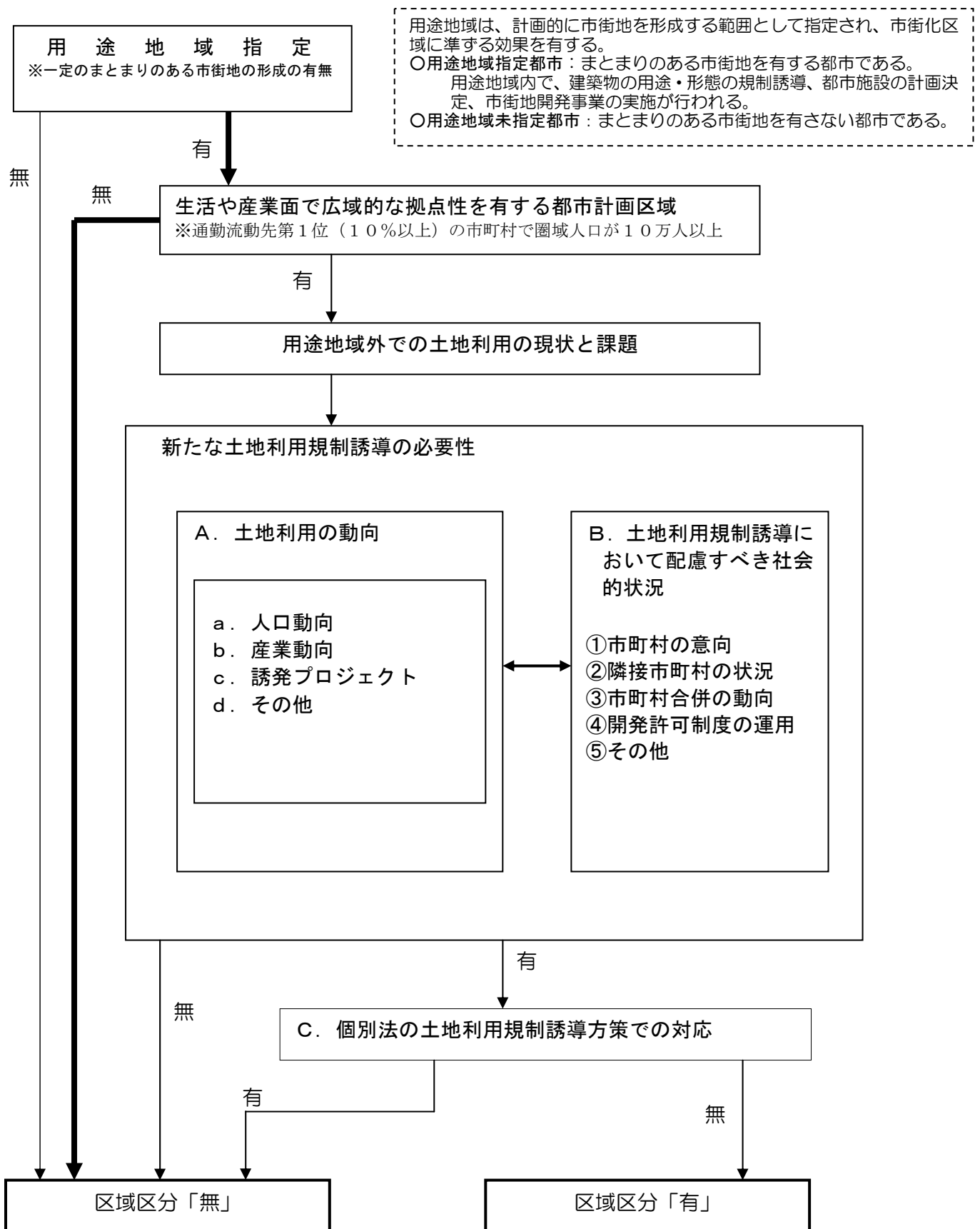
- 周囲を急峻な山に囲まれている本区域は、市街地のどこからでも眺められる山並みなどの自然景観や、棚田など特有の景観資源も有していることから、これらの良好な景観を保全する。

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）



参 考 资 料

■ 区域区分の有無の判断フロー（現行 非線引き都市計画区域）



■用語説明

□アメニティ

豊かな緑や潤いのある水辺、美しい街並みや風景、利便性の高い生活空間や快適な生活環境などの要素に、容易に触れあえる状態を指す。

□汚水処理に関する県の構想

佐賀県全域の汚水処理施設整備の全体像をまとめたもの。市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域について、汚水処理施設の計画的、効率的な整備を実施するために、市町村の協力により県が平成 15 年度に策定。

□幹線管渠

各家庭、事業所など各々から出た汚水は、各地区ごとにまとめて処理場へ向かう太い管に流入する。この太い管を幹線管渠という。

□区域区分

区域区分とは、まち（都市計画区域）を優先的・計画的に市街化を進める「市街化区域」と、市街化を抑える「市街化調整区域」の2つに分けることを指し、「線引き」ともいう。

□交通結節機能

鉄道からバスへ、鉄道から自転車へ、あるいはそれらの逆など、乗り換えが行われるバスターミナルや駅前広場などのように、交通動線が集中的に結節する箇所の機能をいう。

□地区計画（制度）

住民に身近な地区レベルを対象として、将来のまちの目標やルールを決め、建物の用途や高さなどきめ細やかな計画をつくる制度であり、主に住民が主体となってつくることができる。

□低・未利用地

既成市街地内の更地・遊休地・駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

□都市計画

都市は、住宅、店舗、事務所、工場といった建物や、道路、公園、下水道といった公共施設、森林、河川といった自然環境などによって、形づくられる。都市計画とは、このような都市において、将来どのようなまちづくりを行っていくかを描いて、それを実現していくために、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの計画を、農林漁業と調和を図りながら、そこで暮らしている人たちの意見等を踏まえて、県や市町村が総合的・一体的に定めるものをいう。

□都市計画区域

都市計画区域とは、まちづくりを計画的に進めるために、人の動きやまちの発展の見通し、地形などから、ひとつのまちとして総合的に整備、開発、保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。

□都市計画道路

都市計画により定められた道路のことであり、都市の土地利用や交通などの現在及び将来の状況を勘案し、適切な規模及び配置により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するよう定められる。

□ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人を使いやすいように、建物、環境、製品などをデザインすること。

□用途地域

用途地域とは、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として定められる12種類の地域の総称をいう。

～その他、本編における略記など～

- （主） …主要地方道の略記
- （一） …一般県道の略記
- （都） …都市計画道路の略記